

北海道厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長

旧総合病院における療養担当手当の取扱いについて

医療法の一部を改正する法律（平成9年法律第125号）による改正前の医療法（昭和23年法律第205号）第4条の規定による承認を受けている病院である保険医療機関（以下「旧総合病院」という。）の外来において2以上の診療科にわたって診療を行った場合の取扱いについては、「旧総合病院の診療報酬明細書等の取扱いについて」（平成22年1月29日医療課事務連絡）にて既にお知らせしているとおり、平成22年4月診療分より、1枚の明細書に併せて記載することとしているところである。

これに伴う「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第5号に規定する療養担当手当の算定方法については下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の旧総合病院及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

- 1 医科外来又は歯科外来の療養担当手当については、平成22年4月以降の診療分についても、当分の間、従前どおり、受診した診療科ごとの算定を可とすること。
- 2 上記1の「受診した診療科」とは、別表に定める診療科（別表に定める診療科以外の診療科名がある場合には、最も近似する別表に定める診療科）のことをいうものとする。
- 3 療養担当手当を複数回算定する診療報酬明細書については、受診した診療科名を摘要欄に記載すること。

(別 表)

診 療 科		
内 科	心臓血管外科	心療内科
精神科	小児外科	アレルギー科
神経科	皮膚泌尿器科	リウマチ科
神経内科	皮 膚 科	リハビリテーション科
呼吸器科	泌 尿 器 科	
消化器科	性 病 科	
胃腸科	こ う 門 科	
循環器科	産 婦 人 科	
小児科	産 科	
外 科	婦 人 科	
整形外科	眼 科	
形成外科	耳鼻いんこう科	
美容外科	気管食道科	
脳神経外科	放 射 線 科	
呼吸器外科	麻 酔 科	

(参考)

事 務 連 絡
平成22年1月29日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

旧総合病院の診療報酬明細書等の取扱いについて

現在、医療法の一部を改正する法律（平成9年法律第125号）による改正前の医療法（昭和23年法律第205号）第4条の規定による承認を受けている病院である保険医療機関（以下「旧総合病院」という。）の外来において2以上の診療科にわたって診療を行った場合には、各診療科ごとに別個に明細書を作成しているところです。

既にお知らせしているとおり、当該取扱いは平成22年3月診療分までの間の取扱いであり、平成22年4月診療分以降は、旧総合病院の外来において2以上の診療科にわたって診療を受けた場合においても1枚の明細書に併せて記載することとしています。（別添参照）

については、上記取扱いについて貴管下の旧総合病院に周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

(別添)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(平成20年3月28日付け保医発第0328002号)

別紙 1

診療報酬請求書等の記載要領

Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)

1 診療報酬明細書の記載要領に関する一般的事項

- (3) 同一の被保険者等が2以上の傷病について診療を受けた場合においても、1枚の明細書に併せて記載するが、医療法の一部を改正する法律(平成9年法律第125号)による改正前の医療法(昭和23年法律第205号)第4条の規定による承認を受けている病院である保険医療機関(以下「旧総合病院」という。)の外来において2以上の診療科にわたって診療を受けた場合には、平成22年3月診療分までの間に限り、各診療科ごとに別個に明細書を作成すること。この場合において、初診料及び再診料を算定しない診療日については、初診料を算定した診療科名及び算定した日又は再診料を算定した診療科名を「摘要」欄に記載すること。

なお、同一の傷病又は互いに関連のある傷病について初診又は再診を受けた場合について旧総合病院の2以上の診療科にわたって診療を受けた場合には、主たる診療科において1枚の明細書に併せて記載すること。